



子どもの役に立つ 筑紫野市子ども条例

あなたは、世界にたった一人のかけがえのない存在です。

自分のきもちを大切にしながら、いきいきと育ててほしいとみんなが願っています。

筑紫野市では、未来に向かって活躍するあなたを守り、応援するために、

平成22年3月に「筑紫野市子ども条例」というまちの決まりをつくりました。

あなたがもっている大切な権利



生きる権利

いつも元気で平和に暮らすこと。

いのちが守られ、愛情をもって育てられるよ。病気になったときは、お医者さんにみてもらったり、休んだりできるよ。



育つ権利

安心してのびのびと育つこと。

自分のことはなんでも自分で決めることができるよ。勉強やスポーツ、いろんなことにチャレンジできるよ。



参加する権利

あなたの思ったこと、感じたことをまわりの人に話したり友だちといっしょに活動したりできること。

地域や学校の活動にどんどん参加してみよう。



守られる権利

いじめや差別、暴力から守られること。あなたが困ったときやつらい思いをしたときは、相談できるところがあるよ。





けんり 「権利」ってなんだろう？



けんり ひと う 権利は、人が生まれながらにもっているもので、大切にされなければならないもの。

ひと おな けんり ほかに人にも同じように権利があるよ。

けんり ひと けんり たいせつ あなたの権利もほかの人の権利もどちらも大切にしよう。

こま なや ☆困ったり、悩んだりしたときは…☆

こ けんり そうだん
子どもの権利についての相談（子どもの権利救済委員相談も含みます）

こども家庭センター ☎921-1308（月～金曜日 8：30～16：30）



筑紫野市マスコットキャラクター
つくしちゃん

ちくしのし 筑紫野市スローガン

じぶん ひと い
～自分が人からされたり、言われたりして

いやなことは、自分は人にしない、言わない～

そうだん ほか 相談できるところは他にもあるよ！

ひとりで悩まないで相談しよう！ヒミツはかならずまもるよ！

ちくしのし そうだんばしょ ☆その他の筑紫野市の相談場所☆

ヤングテレフォンちくしの ☎923-7773（月～土曜日 10：00～18：00）

※ヤングテレフォンちくしのは、メールでの相談も受け付けているよ。

くわしくは、「ヤングテレフォンちくしの」で検索してね。

まいにち じかん そうだん ☆毎日 24時間 相談できる場所☆

じどう そうだん じょぜん こくきょうつう
児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いちはやく）

じかん こ
24時間子ども SOS ダイヤル ☎0120-0-78310
（フリーダイヤルなやみいおう）

よりそいホットライン ☎0120-279-338
（フリーダイヤルつなぐ、ささえる）

あなたは、
ひとりじゃない！

